

社援基発0124第1号

平成29年1月24日

(最終改正：令和4年3月24日)

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

(公 印 省 略)

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等を下記のとおり定め、平成29年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

記

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の3の（5）の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価については、290,000円とする。
2. 事務処理基準の3の（5）の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に

定める割合については、24%とする。

3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、23%とする。

(別表)

年度	建設工事費 デフレーター (建設総合指数)	2020年と比較した 伸び率
1960 以前	18.8	5.739
1961	20.8	5.188
1962	21.2	5.090
1963	21.8	4.950
1964	22.8	4.732
1965	23.5	4.591
1966	25.2	4.282
1967	26.7	4.041
1968	27.7	3.895
1969	29.4	3.670
1970	31.3	3.447
1971	31.7	3.404
1972	34.6	3.118
1973	43.7	2.469
1974	51.8	2.083
1975	52.4	2.059
1976	56.8	1.900
1977	59.2	1.823
1978	62.4	1.729
1979	69.2	1.559
1980	75.4	1.431
1981	75.7	1.425
1982	75.9	1.422
1983	75.9	1.422
1984	77.6	1.390
1985	77.2	1.398
1986	76.7	1.407
1987	78.1	1.382
1988	79.6	1.356
1989	83.8	1.288
1990	86.7	1.245
1991	88.9	1.214
1992	90.1	1.198
1993	90.6	1.191
1994	90.9	1.187
1995	91.0	1.186
1996	91.2	1.183
1997	91.9	1.174

1998	90.2	1.196
1999	89.3	1.208
2000	89.5	1.206
2001	88.0	1.226
2002	87.1	1.239
2003	87.6	1.232
2004	88.6	1.218
2005	89.7	1.203
2006	91.5	1.179
2007	93.8	1.150
2008	96.8	1.115
2009	93.4	1.155
2010	93.5	1.154
2011	94.7	1.139
2012	94.1	1.147
2013	96.5	1.118
2014	99.8	1.081
2015	100.0	1.079
2016	100.3	1.076
2017	102.2	1.056
2018	105.6	1.022
<u>2019</u>	108.0	0.999
<u>2020 以降</u>	107.9	1.000

(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.206 となる。